令和６年度　夜間における体育館の開放について

鳥取県立学校体育施設開放要綱より、体育・スポーツ活動（フットサルなどの蹴球競技は除く。）を目的とした団体(営利を目的としないものに限る。)であれば申請をすることで**倉吉農業高等学校の第一体育館**が夜間使用可能です。

１　体育館の使用可能時間

午後７時～午後９時

２　使用料

使用料は減免率１０分の１０として減免する。ただし、１時間あたり３００

円の実費相当額（照明使用料）を四半期ごとに徴収する。

なお、児童生徒又は障がい者の割合が２分の１以上を占める団体については実費相当額の負担を要しないものとする。

３　申請方法

倉吉農業高等学校ホームページから届出書（様式第１号）及び教育財産使用許可及び使用料減免申請書（様式第３号）を印刷して必要事項を記載したものを倉吉農業高等学校事務室に提出してください。

* 書類受付時間：午前８時２０分～午後４時５０分

４　申請書提出締切

令和６年３月８日（金）午後４時まで（令和６年４月１日からの使用を希望する場合。）

【注意事項】

１　学校行事等のため使用できない場合もあります。その都度ご連絡します。

２　他の団体と使用希望日が重なる場合には、希望に添えない場合があります。

３　使用後の施設等の消毒の遵守による感染防止対策及び施錠・片付等の施設

管理を徹底していただきます。消毒液等は各団体で準備をお願いします。

【担当】事務室　飯田

　　 　　　　　　　　　　　　　　　電話：０８５８－２８－１３４１

　　 　　　　　　　　　　　　　　ﾌｧｸｼﾐﾘ: ０８５８－２８－１３４２